



平成27年5月28日

各 位

会 社 名 岡本硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡本 毅
(JASDAQ・コード7746)
問合せ先 執行役員 法務・コンプライアンス部長 井野政之
電 話 04-7137-3113

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月27日開催予定の当社第69回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第31条(取締役の責任免除)及び第41条(監査役の責任免除)を規定しております。今般、会社法第427条の改正により責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第31条第2項及び第41条第2項を変更するものであります。なお、第31条の変更につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第31条 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第31条 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役であるものを除く。)</u> との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
(監査役 of 責任免除) 第41条 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。	(監査役 of 責任免除) 第41条 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

3. 日程

取締役会決議	平成 27 年 5 月 28 日
定時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 27 日
効力発生日	平成 27 年 6 月 27 日

以 上